

平成 25 年 6 月 12 日  
松山河川国道事務所河川管理課

## 石手川渇水調整協議会（第 1 回）の開催

**石手川ダムの渇水調整協議会（第 1 回）を  
6 月 14 日（金）15:00～開催いたします。**

1. 日 時 平成 25 年 6 月 14 日（金）15 時 00 分より
2. 場 所 国土交通省松山河川国道事務所 2 階 第 1・第 2 会議室  
（松山市土居田町 797 番地 2）
3. 議 題
  - ・ 降雨の状況について
  - ・ 石手川関係の水利使用に関する調整について 等

※ \* 協議会への取材について

- ・ 協議会中のカメラ撮影は可能です。
- ・ 協議会での協議結果は当日に資料提供予定です。
- ・ 協議会終了後、事務局による質疑応答の時間を設けます。

問い合わせ先：四国地方整備局松山河川国道事務所河川管理課  
副所長（河川）：関谷 浩二（内線：204）  
◎ 河川管理課長：原 竜一（内線：331）  
代表 089-972-0034  
直通 089-972-0270  
FAX 089-972-8105

◎：主な問い合わせ先

## 石手川 濁水 調整 協議会 規約

(名 称)

第1条 本会は石手川濁水調整協議会（以下「協議会」という）と称する。

(目 的)

第2条 協議会は、石手川の濁水時における関係利水者間の水利使用の調整を円滑に行い、もって合理的な水利使用の推進を図ることを目的とする。

(協議事項)

第3条 協議会は、濁水時における合理的な水利使用の推進を図るため、次の事項を協議するものとする。

- (1) 水利使用の調整の時期及び方法に関すること。
- (2) 当該河川における水利使用の実態に関すること。
- (3) 合理的な水利用の方策に関すること。
- (4) 水利用上の水質に関すること。
- (5) 実施及び連絡体制の確立に関すること。
- (6) その他、合理的水利使用の推進を図るために必要な事項に関すること。

(組 織)

第4条 協議会は、別表第1の委員の欄に掲げる者によって組織する。

2. 協議会に会長1名及び副会長1名を置き、それぞれ委員の互選によってこれを定める。
3. 会長は、協議会を代表し、会務を掌理する。
4. 副会長は、会長を助け、会長に事故がある時は、その職務を代行する。

(会 議)

第5条 会議は会長が招集する。

(事務局)

第6条 協議会の事務を行うため事務局を置く。

2. 事務局は四国地方整備局松山河川国道事務所に置く。

(その他)

第7条 この規約の改正及びその他、協議会の運営に関し必要な事項は会長が会議に図って定める。

附則 この規約は、昭和53年9月22日から施行する。

附則 この規約は、平成12年7月14日から施行する。

附則 この規約は、平成13年1月6日から施行する。

附則 この規約は、平成14年6月27日から施行する。

附則 この規約は、平成15年4月8日から施行する。

## 別表第 1

### 石手川渇水調整協議会・構成委員

委 員	
国土交通省松山河川国道事務所長	(会長)
愛媛県土木部河川港湾局河川課長	(副会長)
愛媛県農林水産部農業振興局農地整備課長	
松山市総合政策部水資源担当部長	
松山市公営企業管理者	
石手川筋分水協議会長	
石手川北部土地改良区理事長	
四国電力松山支店長	